

大和市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月20日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第63号

大和市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

大和市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「生活困窮者」を「家賃補助に係る住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者」に改め、同条第1項第1号イ中「公共職業安定所等」の次に「（公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職業紹介事業者であって、地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行うものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「の後最初の支給」を「から当該決定に基づく家賃補助に係る住居確保給付金の最初の支給を受ける日」に改め、「求職活動」の次に「（以下単に「求職活動」という。）」を、「プラン」の次に「（以下「プラン」という。）」を加える。

第3条第1項中「第12条」を「第12条第1項及び第2項」に、「支給期間は、原則として」を「都道府県等が定める期間は、」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「市長は、当該家賃補助受給者が」を、「掲げる者」の次に「に該当するとき」を加え、同項第1号中「施行規則第10条第5号イに規定する」を削り、同項第2号中「の規定により」を「に掲げる者に該当することによりこの項の規定による」に改め、「前条第4項に規定する自立相談支援機関が策定する」を削り、「前号の期間」を「当該延長の期間」に改め、同条第2項中「、入居契約」を「入居契約」に、「、申請日」を「住居確保給付金の申請をした日」に改める。

第4条第1項中「（い。）の」を「総称する。」に改め、同条第2項中「前項の通知書」を「入居予定住宅に関する状況通知書」に改め、同条第3項中「第1項の通知書」を「入居住宅に関する状況通知書」に改め、同条第4項ただし書中「ただし」の次に「、市長は」を加える。

第5条中「で、現に住居を喪失しているもの」を削り、「住居確保給付金支給対象者証明書（以下「証明書」という。）を交付し」を「住居確保給付金の支給決定を行い、住居確保給付金支給決定通知書により」に、「、住居確保給付金不支給通知書」を「住居確保給付金不支給通知書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住居確保給付金を支給することが適正である申請者のうち、家賃補助に係る住居確保給付金の申請者であって、現に住居を喪失しているもの又は転居費用補助に係る住居確保給付金

の申請者であって、市長が特に必要と認めるものに対しては、住居確保給付金支給決定通知書による通知を行わず、住居確保給付金支給対象者証明書（以下「証明書」という。）を交付する。

第6条中「前条の規定により」を「転居費用補助に係る住居確保給付金の支給を受ける者（以下「転居費用補助受給者」という。）及び」に改め、「交付された」の次に「家賃補助に係る住居確保給付金の」を加え、「証明書を提示し」を「当該証明書又は住居確保給付金支給決定通知書を提示し」に、「賃貸借契約書」を「賃貸借契約の契約書」に改め、「住民票の写し」の次に「（転居費用補助受給者のうち、当該転居費用補助受給者自身の口座に転居費用補助に係る住居確保給付金の支給を受けたものにあっては、当該賃貸借契約の契約書の写し、当該住宅の住所における住民票の写し及び領収書その他の現に支払った転居に要した費用が確認できる書類）」を加える。

第7条の見出し中「家賃補助に係る住居確保給付金」を「証明書を交付された申請者に係る住居確保給付金」に改め、同条第1項中「市長は」の次に「、前条後段の規定による報告（証明書を交付された申請者からのものに限る。）を受けたときは」を加え、「家賃補助に係る住居確保給付金」を「住居確保給付金」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第1項中「受給者」を「者」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委託）

第15条 市長は、法の施行に係る事務のうち、住居確保給付金の審査、支給決定及び支給に関する事務以外の事務を、法第5条第2項の規定により本市から生活困窮者自立相談支援事業の委託を受けた者に委託することができる。

第12条第1項中「家賃補助に係る住居確保給付金の」を「市長は、家賃補助に係る住居確保給付金の」に、「ついては」を「対し」に改め、同項ただし書中「前条第1項」の次に「（第4号及び第9号を除く。）」を加え、「中止となったもの（第4号及び第9号により中止となったものは除く。）には」を「支給が中止された者に対しては、」に改め、同条第3項中「再支給」を「前項の規定による再支給」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「次の各号」の次に「に掲げる者」を加え、「規定するところにより家賃補助に係る住居確保給付金の支給を中止することができる」を「定める措置を講ずる」に改め、同項ただし書中「認められる」を「市長が認める」に改め、同項第1号中「原則として」及び「等」を削り、同号本文中「支給を中止する。」を「支給中止（）に改め、同号ただし書中「支給を中止する。」を「支給中止（）」に改め、同項第2号中「自立相談支援機関が策定した」及び「原則として」を削り、同号本文中「支給を中止する。」を「支給中止（）に改め、同号ただし書中「支給を

中止する。」を「支給中止）」に改め、同項第3号中「支給を中止することができる。」を「支給中止」に改め、同項第4号中「支給を中止する。」を「支給中止」に改め、同項第5号中「原則として」を削り、同号本文中「支給を中止する。」を「支給中止（」に改め、同号ただし書中「支給を中止する。」を「支給中止）」に改め、同項第6号及び第7号中「支給を中止する。」を「支給中止」に改め、同項第8号中「暴力団員」を「大和市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等」に、「支給を中止する。」を「支給中止」に改め、同項第9号中「生活保護担当課との調整の上、家賃補助に係る住居確保給付金の支給を中止する。」を「市長が適当と認める月から支給中止」に改め、同項第10号中「支給することができない事情が生じた月」を「当該事情が生じた月」に改め、同号本文中「支給を中止する。」を「支給中止（」に改め、同号ただし書中「支給を中止する。」を「支給中止）」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

（10）前条第1項の規定により支給が中断された場合において、当該中断を通知した日から2年を経過する日までに同条第4項の住居確保給付金支給再開届を提出しない者　直ちに支給中止

（11）前条第3項の規定による報告を怠った者　支給中止

第11条第2項中「市長は、」の次に「前項の規定により」を加え、「には、」を「は、当該」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出し中「停止」を「中断」に改め、同条第1項中「国の雇用施策による給付を受給することとなった」を「疾病又は負傷により、求職活動を行うことができなかった」に、「停止する」を「中断する」に改め、同条第2項中「国の雇用施策による給付の受給が決定した」を「前項に規定する場合において、」に、「住居確保給付金支給停止届」を「住居確保給付金支給中断届」に、「停止届」を「届出」に、「住居確保給付金支給停止通知書」を「住居確保給付金支給中断通知書」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定により支給を中断された者は、当該中断から次項の規定による再開まで、原則として毎月1回、体調及び生活状況を市長に報告するものとする。

第10条第4項中「国の雇用施策による給付の受給の終了後に家賃補助に係る住居確保給付金の支給の再開を希望する家賃補助受給者は、当該国の雇用施策による給付に係る職業訓練修了時までに」を「第1項の規定により支給を中断された家賃補助受給者は、求職活動を再開することができるようになり、家賃補助に係る住居確保給付金の支給の再開を希望するときは、」に、「再開届」を「届出」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「転居費用補助に係る住居確保給付金の支給を受ける者（以下「転居費用補助受給者」という。）」を「転居費用補助受給者」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「家賃補助に係る住居確保給付金」を「住居確保給付金」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「家賃補助受給者」の次に「及び転居費用補助受給者」を加え、「家賃補助に係る住居確保給付金」を「住居確保給付金」に改め、同項第3号中「借主が責を負わない理由により」を「家賃補助受給者が」に改め、「得なくなった場合」の次に「（借主が責を負わない理由によるものに限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 転居費用補助受給者が現に支払った転居に要した費用が転居費用補助に係る住居確保給付金の支給額を上回っており、当該差額について転居費用補助に係る住居確保給付金を支給することが適当であると市長が認める場合

第8条第2項中「規定により」を「規定による」に改め、「家賃補助受給者」の次に「及び転居費用補助受給者」を加え、「し、市長は、当該申請の内容を審査し、変更の適否を決定した上で、変更を行う場合は住居確保給付金変更支給決定通知書により、変更を行わない場合は書面により通知するものと」を削り、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、変更の適否を決定した上で、変更を行う場合は住居確保給付金変更支給決定通知書により、変更を行わない場合は書面により、当該申請をした者に通知するものとする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(家賃補助に係る住居確保給付金の支給期間の延長申請等)

第8条 家賃補助受給者は、第3条第1項の規定による支給期間の延長を希望するときは、当初の支給期間（同項第2号の規定により支給期間を延長した場合は、延長した期間）の最終の月の末日までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、支給期間の延長（第3条第1項第2号の規定により支給期間を延長する場合は、再延長）の可否を決定し、当該家賃補助受給者に対して住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）により通知する。

3 前2項の規定により家賃補助に係る住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長（以下「延長等」という。）が決定された場合における当該家賃補助に係る住居確保給付金の支給額は、延長等の申請時の収入に基づいて施行規則第11条の規定により算出される額とする。

別表中「第14条」を「第16条」に改め、同表第7号様式の項から第9号様式の項までを次のように改める。

第7号様式	住居確保給付金支給決定通知書	第5条及び第7条
第8号様式	住居確保給付金不支給通知書	第5条

別表第12号様式の項及び同表第13号様式の項中「第8条」を「第9条」に改め、同表第14号様式の項中「住居確保給付金支給停止届」を「住居確保給付金支給中断届」に、「第10条」を「第11条」に改め、同表第15号様式の項中「住居確保給付金支給停止通知書」を「住居確保給付金支給中断通知書」に、「第10条」を「第11条」に改め、同表第16号様式の項中「第10条」を「第11条及び第12条」に改め、同表第17号様式の項中「第10条」を「第11条」に改め、同表第18号様式の項中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。